

市内移動支援事業者 様

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

移動支援事業に係る新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和2年3月13日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」及び令和2年4月9日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」において、移動支援事業の臨時的な取扱いが示されました。これに伴い、本市における「居宅等での支援についても移動支援を実施したもの」として報酬が算定できるのは、以下の要件全てを満たした場合といたしますので、事業者の皆様におかれましてはご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、上記の支援を行う場合は、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点（その2）」にある居宅を訪問して行うサービスで示されている、感染防止に向けた対応について確認のうえ、適切にサービスを行ってください。

なお、①この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いであること ②地域生活支援事業である移動支援事業と異なり、同行援護や行動援護といった介護給付の外出支援サービスについては、なお居宅内の支援が認められていないこと を申し添えます。

<算定可能とする要件>

- 1 区役所や相談支援事業所（計画相談支援利用者のみ）等、サービス利用に係る関係機関とサービス提供前に十分な連絡調整を行った結果、他に代替可能なサービスや手段がなく、移動支援事業の枠組みをもって居宅における支援を行わなければ、利用者の日常生活維持に支障が出る場合であること。
- 2 移動支援事業の枠組みによって居宅における支援を行うことについて、利用者や家族の同意を得ていること。
- 3 1及び2について、横浜市健康福祉局障害自立支援課に経過等をサービス提供前に報告し、当該支援が必要かどうかの判断を得ていること。
- 4 本取扱いによってサービスを提供した場合は、サービス提供報告書及び記録書に、居宅における支援を行ったことがわかるよう支援内容を付記し、利用者等に確認の上、確認印が押印されたものを整備すること。

■ 問い合わせ先 ■
障害自立支援課移動支援係
TEL 045-671-2401
FAX 045-671-3566